町田市子ども発達センター 虐待防止のための指針

1 基本的な考え方

虐待は、人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「障害者虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という)」の理念に基づき、利用者の尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行わない。

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 放棄及び放置

利用者を衰弱させるような著しいい減食又は長時間の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える 言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用すること又は利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2 虐待防止委員会の設置に関する事項

虐待の予防と早期発見及び早期対応、再発防止策の検討等を行うため、「町田市子ども発達センター虐待防止委員会(以下「委員会」という)」を設置し、その役割は次のとおりとする。

- (1) 年1回以上の虐待防止に関する研修の実施及び全従業者への周知及び 行動規範の啓発
- (2) 虐待発生時の報告様式の整備
- (3) 年1回以上の全従業者対象の障害者虐待防止チェックリストによる調 査を実施
- (4) 虐待や虐待通報があるとき、または虐待のおそれがあるときには、委員会を開催し報告、対応について協議、検討を行い再発防止に努める
- (5)報告事項、協議、検討内容の全従業者への周知
- (6) 再発防止策の効果検証、評価

3 虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、相談係 長、療育係長(以下「両係長」)に報告する。虐待者が係長本人であっ た場合は、相談・療育担当課長に報告する。
- (2) 両係長は、虐待又はその疑いが発生した場合、速やかに相談・療育担 当課長に報告する。また、子ども生活部長、子ども総務課に報告及び必 要に応じ障がい福祉課に通報するとともに、その要因の除去に努める。
- (3) 相談・療育担当課長は、すみやかに委員会を開催し、報告を行った者 の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待を行った職員等に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を聴取す る。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録する。虐待者が 係長の場合は、管理者がこれを行う。
- (4) 2の(4) に基づき、虐待防止委員会において当該事実が発した事由を検討し、原因の除去と再発防止策を講じた上で、全職員に周知する。
- (5) 当事者に対応の改善を求めたにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、警察に通報及び子ども生活部長、子ども総務課、障がい福祉課に報告する。

緊急性の高い事案の場合は、警察、に通報する共に子ども生活部長、 子ども総務課、障がい福祉課に報告し、被虐待者の権利と生命の保全 を優先する。

(6) 虐待が発生した場合は対応が終了後、事実確認の概要および再発防止 策を子ども生活部長、子ども総務課、障がい福祉課に報告する。

4 虐待防止のための職員研修について

虐待防止のための職員研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及および啓発するものとし、具体的には次のプログラムにより実施する。

- (1) 障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- (2) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- (3) 虐待の早期発見、事実確認及び報告などの手順
- (4) 虐待が発生した場合の改善策

5 当該指針の閲覧について

この指針は書面として備えおき、利用者や家族等の関係者から求めに応じ、 閲覧を供するものとする。

附則

この指針は、2023年1月16日から施行する。